

付3 ;標準産業分類改訂に関する諮問及び答申

(諮問)

行管甲第284号  
昭和57年12月17日

統計審議会会长

森 口 繁 一 殿

行政管理庁長官

齋 藤 邦 吉

諮問第195号

日本標準産業分類の一部改訂について

標記について、貴会の御審議を得たい。

理由

現行日本標準産業分類の一部について、現状に適合しない点が生じたため、これを改める必要がある。

(答申)

統審議第7号  
昭和58年4月15日

行政管理庁長官

齋 藤 邦 吉 殿

統計審議会会长

森 口 繁 一

諮問第195号の答申

日本標準産業分類の一部改訂について

日本標準産業分類の改訂について審議した結果、別紙1のとおり改訂することが適當であるという結論を得たので答申する。

1 今回の主要な改訂点は次のとおりである。

(1) 中分類の新設

ア 「食料品製造業」、「飲料・飼料・たばこ製造業」

現行「食料品・たばこ製造業」を標記のとおり分割し、分類体系を整備した。

イ 「プラスチック製品製造業（別掲を除く）」

現行「その他の製造業」に小分類として含まれているが、その重要性に鑑

み新たに中分類を設定した。

ウ 「各種商品卸売業」, 「繊維・機械器具・建築材料等卸売業」, 「衣服・食料・家具等 卸売業」

現行「卸売業」が、分類体系上、中分類7項目を擁する小売業と比較して均衡を失しているので、標記のとおり分割、拡充した。

エ 「一般飲食店」, 「その他の飲食店」

現行「飲食店」のうち、サービスの付加価値ウェイトの高い産業を分離し、標記のとおり分割した。

オ 「不動産取引業」, 「不動産賃貸・管理業」

現行「不動産業」を標記のように、不動産の取引活動及び賃貸・管理活動に分割した。

カ 「駐車場業」, 「自動車整備業」

現行「自動車整備及び駐車場業」を標記のとおり分割した。

キ 「保健衛生」, 「廃棄物処理業」

現行「保健及び廃棄物処理業」を標記のとおり分割した。

## (2) 中分類の廃止

ア 「農業的サービス業」

農業生産活動と密接な活動であるので、「農業」に統合した。

イ 「狩猟業」

該当事業所がほとんど存在しないので、「林業」に含めた。

## (3) 小分類、細分類の新設

事業所数の増大、分類体系の整序等のために、小分類26項目、細分類50項目を新設した。

## (4) 小分類、細分類の廃止、統合

事業所数の著しく少ない小分類4項目及び細分類14項目を廃止し、小分類4項目を細分類項目とした。このほか分類体系上小分類3項目を1項目に、細分類6項目を3項目に統合した。

## (5) 大分類の配列順序の変更

現行「電気・ガス・水道・熱供給業」及び「運輸・通信業」を財の生産及び流通の観点から「製造業」の後に配列した。

## (6) 大分類の名称変更

現行「林業、狩猟業」, 「漁業、水産養殖業」, 「卸売業、小売業」, 「電気・ガ

ス・水道・熱供給業」及び「公務」をそれぞれ「林業」、「漁業」、「卸売・小売業、飲食店」、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「公務（他に分類されないもの）」に変更した。

(7) 中分類番号の変更

中分類の新設及び廃止並びに大分類の配列順序の変更に伴い、中分類番号を全面的に変更した。

(8) 分類上的一般原則の改訂

標記について、構成、用語の定義等を吟味し、別紙2のとおり改訂した。

2 今回の審議に当たって、多くの問題点が指摘され、鋭意審議を行ったが、なお幾つかの問題点については、時間的な制約、急激な分類改訂の各方面に与える影響の重大性及び産業構造の変化の予測の困難等のため、結論を出すに至らなかつた。特に以下の点については、今後更に研究を続ける必要がある。

(1) 現行「サービス業」及びその関連分野の分類体系の整序

(2) 大分類の再編成

(3) 企業分類等関連する分類の整備

(4) 副次分類の検討

3 上記のように、今回の改訂は相当大幅なものになったので、本分類が統計目的以外にも広範囲に利用されていることにも鑑み、新分類の適用に当たっては、その周知徹底及び円滑な移行のための準備について特段の配慮を払う必要がある。

別紙1 分類項目新旧対照表

〃 2 分類上的一般原則

参考1 大分類体系

〃 2 中分類体系

〃 3 分類改訂審議結果